

事業再生シンポジウム 「特定調停スキームと 経営者保証ガイドラインの運用と実例」

中小規模の事業者の抜本的な再生スキームとして、2013年12月に特定調停手続による新たな運用が開始されました。その後2014年2月に「経営者保証に関するガイドライン」が策定公表されたことを受けて、同ガイドラインに基づく保証債務の整理のための特定調停手続の運用も開始されました。日本弁護士連合会は、最高裁判所等の関係機関と協議の上、これらの運用に関わり、会員向けの手引き書を公表すると共に、「中小企業再生のための特定調停手続の新運用の実務～経営者保証に関するガイドライン対応」を発刊し、これらの特定調停手続（「特定調停スキーム」）の運用の詳細を解説しています。2015年3月10日には、発刊の記念を兼ねたシンポジウムを開催し、約200名もの関係者にご出席いただき、「特定調停スキーム」に関する理解を深めていただきました。

「特定調停スキーム」により中小事業者の再生や経営者保証人の債務整理が図られる実例も徐々に増えている状況にあり、窮境にある中小企業の抜本的な再生や経営者保証人の再起を進めていくためにも「特定調停スキーム」の活用は極めて有用であることから、今回のシンポジウムでは、「特定調停スキーム」の実例や「経営者保証に関するガイドライン」の事例分析を紹介しつつ、中小企業の再生に密接に関わるプレイヤーである金融機関、中小企業関連団体、各種士業がどのような役割を果たしていくべきかについて、様々な御意見を踏まえた上で、総括及び提言をまいります。

皆様方には、奮って御参加頂きますよう、御案内申し上げます。

※会場準備の都合上事前申込みに御協力ください。お申込みいただかなくても当日傍聴は可能ですが、満席の場合にはご遠慮いただく可能性がございます。当日は、インターネット配信を予定しております。詳細は日弁連ホームページ (<http://www.nichibenren.or.jp/>) を御確認ください。

【日時】 2016年3月2日(水) 13:00～15:30

【場所】 弁護士会館2階「クレオ」A / 東京都千代田区霞が関1-1-3

【内容】 (予定) ※変更の可能性がります。

【第1部：発表】

- (1) 特定調停スキームの周知や運用の状況
- (2) 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の事例分析
- (3) 特定調停スキーム（中小企業再生）の事例の紹介
- (4) 特定調停スキーム（経営者保証人の債務整理）の事例の紹介

※ (1)～(4)は弁護士（日弁連中小企業法律支援センター委員）

【第2部：パネルディスカッション】

「特定調停スキームの有効な活用」

- パネリスト 金融機関担当者、公認会計士、弁護士
- コーディネーター 弁護士

【アクセスマップ】



◆地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線
「霞が関」駅 B1-b 出口直結

事業再生シンポジウム

「特定調停スキームと経営者保証ガイドラインの運用と実例」

【申込用紙】 ※こちらの用紙をファクシミリでお送りください。

お申し込みは**先着順**とさせていただきます。

日本弁護士連合会業務第一課 FAX：03-3580-9888

お名前

【同伴者他 名】

御所属※弁護士会員の方は御登録番号及び弁護士会を御記入ください。

御連絡先（電話番号）

— —

- ※ 団体で参加される場合には、団体名、代表者氏名及び参加人数、連絡先の御記入に御協力ください。
- ※ 御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会若しくは日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。
- ※ 本シンポジウムに関するお問い合わせは日本弁護士連合会業務第一課（TEL：03-3580-9824）まで御連絡ください。

お問い合わせ先

業務部業務第一課

TEL 03-3580-9824

FAX 03-3580-9888